

令和8年度  
たつの市しんぐう総合センター  
自動販売機設置事業者  
募 集 要 項

たつの市新宮総合支所地域振興課

## 1 募集物件

募集物件は下記のとおりです。

種類	設置場所	設置可能寸法			台数
		幅	奥行	高さ	
清涼飲料水	たつの市しんぐう 総合センター1階	2,200 mm	800 mm	1,900 mm	1

- (1) 設置場所の詳細は、別図のとおり。設置可能寸法には回収ボックス・放熱スペースを含む。
- (2) 設置する物件はユニバーサルデザイン設計かつ災害対応型とすること。  
避難所開設を伴う災害発生時において、たつの市が飲料の提供を必要と判断した場合、設置事業者と協議の上、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供できることにする。
- (3) 品目は、缶、ペットボトル及び紙パック等で密閉された容器のものとします。
- (4) 回収ボックスは新規のものを設置すること。
- (5) キャッシュレス（交通系・IC系・バーコード系いずれにも対応できること）対応機種とすること。
- (6) 設置個所の環境等については、下記のとおりですが、事前に確認のうえ、応募してください。

給水機能	排水機能	電源
なし	なし	あり

## 2 応募資格要件

次の要件を満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 県内に飲料水販売の店舗、営業所等を有する者
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (3) 公示日から設置事業者の決定日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (4) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、公示日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (6) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者

(7) 市税等の滞納がない者

### 3 設置条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 設置事業者の許可方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により設置していただきます。

##### ② 使用許可期限

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、以降は1年毎に4回更新することが可能です。

##### ③ 使用料

1台につき消費電力量100ワット未満のものは年額16,000円、消費電力量100ワット以上500ワット未満のものは年額78,000円、消費電力量500ワット以上のものは年額156,000円とします。なお、使用期間に1年未満の端数がある場合は月割りとし、1か月未満の端数は、これを1か月として計算します。

なお、更新期間内に使用料を改定する可能性があります。

使用料の納付は、市の発行する納入通知書により、年額を一括前納するものとします。なお、設置事業者の責めに帰する理由により、許可期間内に自動販売機を撤去する場合において、既に納付されている使用料の還付は行いません。

##### ④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とします。

#### (2) 使用上の制限

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ② 使用期間中に、販売についての許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 販売価格は、標準小売価格（定価）以下に設定すること。
- ④ 省エネかつノンフロン対応機とすること。
- ⑤ 休館日及び開庁日の開庁時間外については、自動販売機の照明を消灯すること。
- ⑥ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、可能な限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

#### (3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 設置事業者は、販売する飲料の容器（缶、ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任・負担で適切に回収・リサイクルを行うこと。
- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損された場合において、一切の補償を市に請求することはできない。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全性を考慮して設置すること。
- ⑥ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑦ 市からの求めに応じて、自動販売機の販売実績等の報告や維持管理を行うこと。

#### （4） 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

#### （5） 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を市に請求することができません。

### 4 募集に関する質問

#### （1） 提出期限

令和8年2月2日（月）午後3時必着

#### （2） 提出場所

たつの市新宮総合支所地域振興課

〒679-4392 兵庫県たつの市新宮町宮内16番地

#### （3） 提出方法

事前連絡の上、任意様式によりたつの市新宮総合支所地域振興課へメールにて提出してください。

電話番号：0791-75-0251

メールアドレス：chiikishinko\_s@city.tatsuno.lg.jp

#### （4） 回答日

令和8年2月9日（月）に、市ホームページにて回答します。ただし、回答後再質問は受け付けません。

## 5 応募手続

### (1) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時必着

### (2) 提出場所

4(2)の場所

### (3) 提出書類（各1部）

- ① たつの市しんぐう総合センター自動販売機設置応募申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 仕様書（A4判用紙による）
- ④ 印鑑証明書（写し可）（押印省略の場合は不要）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（写し可）
- ⑥ 完納証明書（写し可）

ア たつの市が発行する「市税の完納証明書」（たつの市に納税義務がある場合）

イ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）

### (4) 提出方法

上記書類を揃えて、郵送（配達証明に限る）又は持参で提出してください。

なお、提出期限までに申込書類が到着しない場合は無効となります。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議の申し立てをすることはできません。

### (5) その他

- ① 提出書類は、理由を問わず返却しません。
- ② 提出書類は、設置事業者の選定以外には使用しません。
- ③ 提出書類は、必要に応じて複写する場合があります。
- ④ 提出書類は、非公開とすべき個人情報等を除いて情報公開の請求により開示する場合があります。
- ⑤ 書類不備等により、応募資格を満たしていない場合には、その旨連絡の上、再提出を求めます。再提出に応じない場合は対象から除外します。

## 6 業者決定

### (1) 決定日

令和8年2月27日（金）午後2時00分

### (2) 決定場所

4(2)の場所 第1会議室

### (3) 設置事業者の決定について

複数事業者からの応募があった場合は、必要な資格を満たしている者の中から、くじ引きにより設置事業者を決定します。くじ引きの際、応募者の代理人が来られる場合は、別紙の委任状（様式第3号）を持参してください。なお、応募者本人又は代理人が市の指定する場所に立ち会うことができない場合は、本件事務に関係ない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

結果については、市ホームページで公表します。

## 7 使用許可

- (1) 設置事業者に決定した者は、市が指定する期日までに、行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。
- (2) 使用許可の手続きに係る一切の費用については、設置事業者の負担となります。
- (3) 設置事業者に決定した者は、市が指定する期日までに、自動販売機の設置を完了してください。
- (4) 提出書類
  - ① 行政財産目的外使用許可申請書（たつの市指定様式）
  - ② 設置場所の図面
  - ③ 設置する自動販売機の仕様書（寸法、消費電力等がわかるもの）

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく、市が指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合、又は満たさないことが判明した場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう等によりたつの市し�んぐう総合センターへの設置事業者としてふさわしくないと市が判断した場合

## 9 参考データ

年間売上本数（1台あたり）

令和4年度	3, 913本
令和5年度	3, 602本
令和6年度	3, 887本

様式第1号

たつの市しんぐう総合センター自動販売機設置応募申込書

令和 年 月 日

たつの市長様

住 所

氏名又は法人名（代表者名）

（事務担当者）

氏 名

電 話 ( )

たつの市しんぐう総合センター自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 応募内容

設置内容（取扱い可能なメーカー）
取 扱 種 類

※取扱種類については、缶、ビン、ペットボトル等取扱種類を記入すること。

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 仕様書（カタログを含む。）
- (3) 印鑑証明書（写し可）（押印省略の場合は不要）
- (4) 履歴事項全部証明書（写し可）
- (5) 完納証明書（写し可）

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

担当者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

fax： \_\_\_\_\_

mail： \_\_\_\_\_

様式第2号

誓 約 書

私は、たつの市が実施するたつの市しんぐう総合センター自動販売機設置事業者の応募の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

記

- 1 応募申込書の提出に際し、たつの市しんぐう総合センター自動販売機設置事業者募集要項について、十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 たつの市しんぐう総合センター自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有し、かつ、要件を満たしています。

令和 年 月 日

たつの市長様

住 所

氏名又は法人名（代表者）

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

担当者（会社名・部署名・氏名）：

電話番号：

fax：

mail：

様式第3号

## 委任状

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和8年度 たつの市し�んぐう総合センター自動販売機設置事業者決定のための  
くじ引きに関する一切の権限

令和 年 月 日

たつの市長様

住 所

氏名又は法人名（代表者）

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

担当者（会社名・部署名・氏名）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

fax： \_\_\_\_\_

mail： \_\_\_\_\_